

事 務 連 絡
平成21年5月16日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 新型インフルエンザ対策担当者御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局

新型インフルエンザのサーベイランスの強化について

標記について、今回の兵庫県の事例を踏まえ、海外渡航歴のない者から新型インフルエンザの患者の発生がみられたことから、下記のサーベイランスを追加することとしましたので、ご留意願いたい。

記

1. 軽症、重症にかかわらず、集団内（集団行動をしている者、家族など）で、インフルエンザが続発している場合には、診断した医師から、所管の都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）に報告するよう、徹底すること。
2. 重症（続発性の肺炎など）のインフルエンザが発生している場合にも、診断した医師から、都道府県等に報告するよう、徹底すること。